

災害時における飲料水等の供給に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と株式会社ニッスイ姫路総合工場（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における飲料水等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に飲料水等を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に飲料水等の調達が必要となった場合は、引渡し場所、物資名、数量、その他必要とする事項を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（飲料水等の引き取り）

第4条 飲料水等の引渡し場所は、原則として株式会社ニッスイ姫路総合工場内とし、当該場所において乙の立会いの下、甲又は甲の関係団体等が確認の上、引き取るものとする。

（飲料水等の運搬）

第5条 飲料水等の運搬は、原則として甲又は甲の関係団体等が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲に供給した飲料水等の対価及び飲料水等提供に掛かる経費は、甲及び乙が協議し定めるものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第8条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を別表のとおり定める。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、この協定を締結した日から1年間とする。ただし、協定期間満了の日の1月前までに、甲又は乙からも相手方に対し何らの申出もないときは、協定期間は期間満了の日の翌日から更

に1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各1通を保有する。

令和5年（2023年）8月25日

甲 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
姫路市

姫路市長 _____

乙 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎南1-71
株式会社ニッスイ 姫路総合工場

総合工場長 _____

飲料水等供給要請書

〇〇（会社名）
〇〇（役職） 〇〇 〇〇様

姫路市長 清元 秀泰

災害時における飲料水等の供給協力に関する協定に基づき、次の通り要請します。

1. 引渡し場所

2. 要請物資

物資名	数量	備考

3. その他必要とする事項

姫路市災害対策本部

班

担当者 _____ 電話番号 _____

別表（第8条関係）

連絡届

甲（名称）	
所在地	
担当者	
電話番号 （日 中）	
電話番号 （夜間・休日）	
F A X番号	
Eメール	
備 考	

乙（名称）	
所在地	
担当者	
電話番号 （日 中）	
電話番号 （夜間・休日）	
F A X番号	
Eメール	
備 考	